

【個人事業 消費税免税事業及び簡易課税事業者料金表】

年商	月次報酬（記帳代行含む）	決算料（消費税申告がない場合）	決算料（消費税申告がある場合）
年商300万円未満	5,000	40,000	100,000
年商300万円以上1,000万円未満	10,000	50,000	100,000
年商1,000万円以上2,000万円未満	15,000	60,000	100,000
年商2,000万円以上3,000万円未満	20,000	60,000	100,000
年商3,000万円以上5,000万円未満	25,000	60,000	100,000
年商5,000万円以上		別途見積もり	

【個人事業 消費税原則課税料金表】

年商	月次報酬（記帳代行含む）	決算料
年商300万円未満	10,000	100,000
年商300万円以上1,000万円未満	15,000	100,000
年商1,000万円以上2,000万円未満	25,000	100,000
年商2,000万円以上3,000万円未満	30,000	100,000
年商3,000万円以上5,000万円未満	35,000	100,000
年商5,000万円以上		別途見積もり

【法人 消費税免税事業及び簡易課税事業者料金表】

年商	月次報酬（記帳代行含む）	決算料（消費税申告がない場合）	決算料（消費税申告がある場合）
年商300万円未満	5,000	60,000	120,000
年商300万円以上1,000万円未満	10,000	60,000	120,000
年商1,000万円以上2,000万円未満	15,000	60,000	120,000
年商2,000万円以上3,000万円未満	20,000	60,000	120,000
年商3,000万円以上5,000万円未満	25,000	60,000	120,000

年商5,000万円以上	別途見積もり
-------------	--------

【法人 消費税原則課税料金表】

年商	月次報酬（記帳代行含む）	決算料
年商300万円未満	10,000	120,000
年商300万円以上1,000万円未満	15,000	120,000
年商1,000万円以上2,000万円未満	25,000	120,000
年商2,000万円以上3,000万円未満	30,000	120,000
年商3,000万円以上5,000万円未満	35,000	120,000
年商5,000万円以上	別途見積もり	

※共通事項

①いずれも税抜表示です。

②上記の決算料は税理士事務所にお支払するもので弊社に支払はございません。

年払いと税理士事務所分もまとめてお支払いしたい場合はご相談ください。

申告を自社でするご契約は基本お断りしています。

③年商の判定額は税込金額、12か月換算した金額となります。

事業年度が12か月未満のお客様は、月割計算したうえで12か月換算した金額が判定額となります。

④年商を超過した場合には、表に基づき超過料金を、下回った場合には、表に基づき返金を  
決算確定後1か月以内にお支払い又は返金の請求をさせていただきます。

⑤月次報酬については会計ソフト及び給与ソフトの使用料は含まれません。

給与が発生するお客様については原則給与ソフトをご契約していただきます。

会計ソフト代については、個人事業は月額500円（税別）～より、法人は月額1,000円（税別）～となっております。

給与ソフトについては、個人事業及び法人共通月額1,500円（税別）～となっております。

人数や利用方法によって料金は異なりますので、詳細は弊社担当者にご確認ください。

⑥新年度の顧問料についてはお客様からお申し出がない限りは前年度と同額の報酬で概算請求し、

前年度の決算確定日翌月請求分において過不足分を請求するものとする。

ただし、申し出がない場合は前年度の最終決定報酬額を新年度顧問料とする。

⑦月商300万円未満の個人事業及び法人のお客様は対面面談料及びオンライン面談料は料金に含まれません。

別途1時間あたり5,000円（税別）にて対応させていただきます。

⑧月商1,000万円以上のプランの方については、面談料は年間4回（4時間未満）まで無料。

年間5回以上の方については、別途1時間5,000円（税別）にて対応させていただきます。

⑨料金適用時期

①～⑥ 2019年8月1日より適用

⑦ 2022年1月1日より適用（適用期間前に契約中のお客様は2022年12月31日以後終了事業年度から適用）

⑧ 2023年3月1日より適用（適用期間前に契約中のお客様は2023年2月28日以後終了事業年度から適用）